

介護保険料の公費負担による軽減強化について

問 高齢福祉課 ☎(55)7116

令和2年度の介護保険料について、所得段階区分第1段階から第3段階までの方の介護保険料を、次のように変更しました。

所得段階区分	保険料額(年額)	
	第1段階	前
後		18,400円
第2段階	前	29,100円
	後	21,500円
第3段階	前	38,300円
	後	36,800円

なお、7月中旬にお送りする介護保険料決定通知書は、軽減後の金額で決定します。このことに関して、届出などは必要ありません。

市税の口座振替が不能の場合について

問 収納課 ☎(55)7121

市税の口座振替による納付方法で納期限日に振替できなかった場合、再振替はできません。納期限後20日以内に「督促状(口座振替不能のお知らせ)」が送付されますので、取扱金融機関などで納付してください。

※残高不足の場合に送付していた「口座振替不能通知書」は、廃止しました。

6月1日(月)は自動車税の納期限自動車税(種別割)の納税をお忘れなく

問 西尾張国税事務所 ☎05860453370

http://www.pref.aichi.jp/zeimu/0000051633.html

4月1日現在、自動車をお持ちの方に、5月上旬に県から納税通知書を送付します。お近くの県税事務所、金融機関やコンビニなどで納付してください。

なお、名義変更・廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車の納税通知書が届いた場合は、手続きが3月末までに行われていないことが考えられます。依頼先にご確認ください。転居などにより納税通知書が届かない場合は、管轄の県税事務所にご連絡ください。

軽自動車税(種別割)納税証明書

問 収納課 ☎(55)7121

軽自動車税(種別割)納税通知書の右側には「軽自動車税(種別割)納税証明書継続検査用」が付いています。車検を受けるときに必要です。大切に保管してください。

※口座振替で納税の方や減免対象者の方には、6月上旬に証明書を送付します。

新規取得や紛失などの場合は、申請により交付を受けることができます。

申請場所/収納課および各支所

必要なもの/窓口に来られる方の本人確認書類(免許証など)、車検証、納税後すぐに証明書が必要な方は、領収書または記帳後の通帳

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります

問 収納課 ☎(55)7121

新型コロナウイルス感染症により、納税者(ご家族を含む)が罹患された場合や財産に相当な損失が生じた場合などに該当する場合は、猶予制度がありますので、収納課にご相談ください。

納税の猶予について

市税は納期限までに納付しなければなりません。一定の要件に該当し、納付が困難であると認められる場合は、納税を猶予する制度があります。

徴収猶予の要件/災害、病気や負傷、事業の休止、事業に著しい損失など

換価の猶予の要件/納付することにより、事業の継続または生活の維持が困難になる場合で、納付に誠実な意思を有するとき、納期限から6か月以内の税(ただし、他に滞納がないこと)

猶予期間/1年以内で、各月に分割納付を要します。

猶予が認められると、猶予期間中の延滞金が軽減され、滞納処分が猶予されます。

申請書類/災害などの事実を証する書類(徴収猶予)、財産状況、収入・支出状況を明らかにする書類などが必要です。

民生委員による高齢者世帯調査を延期します

問 高齢福祉課 ☎(55)7116

令和2年3月号広報でお知らせしました、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の方を対象に民生委員が、対象者のお宅を訪問し緊急連絡先などを聞き取る調査は、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、延期させていただきます。

延期後の実施時期は、回覧などでお知らせします。ご協力をお願いします。

狂犬病予防集合注射は中止しました

問 環境課 ☎(55)7114

毎年4月に実施していました狂犬病予防集合注射は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、中止しました。

今年度の狂犬病予防注射はかかりつけ、または最寄りの動物病院で受けていただくようお願いいたします。

令和2年度愛西市青少年国際交流事業海外派遣を中止します

問 経営企画課 ☎(55)7133

新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、8月20日(木)〜26日(水)に計画していました海外派遣は中止します。